

OWNER'S LIFE

発行: エヌピー通信社 電話: 03-3971-0111(代表) 日本新聞協会/日本記者クラブ/国税庁記者クラブ/国会記者会 会員社



オーナーズライフ vol.56 2018 July

www.owners-life.com



知多半島を南北に走る名鉄河和線。知多半田駅を降りると商店街の一角の小高い丘の上に、この洋館は建っている。
旧中埜家住宅。山荘風の洒落た洋風建築は、半田を拠点とした地方財閥の別邸だ。(9面に関連記事)

後継者難の特効薬になるか!? 便利になった事業承継税制

今年度の税制改正では、中小企業の自社株相続にかかる税負担を軽減する「事業承継税制」が大幅に見直された。これまで自社株の一部にしか認められなかった納税猶予が10割にまで一気に引き上げられ、後継者を一人に限定する要件が撤廃されて複数人承継の優遇適用が認められた。政府は同税制を突破口として、高齢化が進む企業経営者の世代交代を一気に図りたい構えだ。――(2面)

contents

- | | |
|------------------------------|---------------------------------|
| 02 「築古海外不動産」節税
規制される日は近い? | 04 マイホーム相続に注意
80%オフ特例の変更点 |
| 05 首都圏マンション事情
充実装備の物件が次々に | 09 日本の美・歴史建築探訪
「旧中埜家住宅」(半田市) |
| 10 先人に学ぶ心意気
経営者の珠玉の言魂 | 11 賢者が愛した旅
松尾大社(京都) |

本紙定期配達のご案内

『オーナーズライフ』はオーナー経営者の皆様に読者を限定したフリーペーパーです。「上質生活と事業承継」を中心に戦略的即効性が高く、かつ保存性の高いオリジナル情報を網羅しています。お気軽に定期配達(購読料・送料0円)をお申し込み下さい。

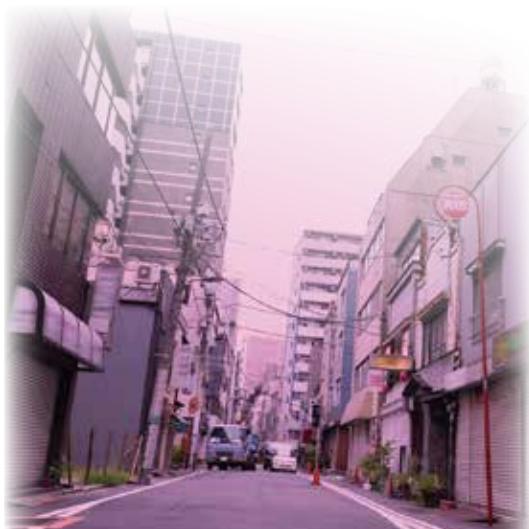
www.owners-life.com

便利になつた事業承継税制をチェック

後継者難の特効策になるか？

今年度の税制改正では、中小企業の自社株相続にかかる税負担を軽減する「事業承継税制」が大幅に見直された。従来の内容では経営者の世代交代を促すには不十分との認識から、これまで自社株の一部にしか認めてこなかつた納税猶予を10割にまで一気に引き上げ、後継者を一人に限定する要件を撤廃して複数人承継の優遇適用を認めた。政府は同税制を突破口として、高齢化が進む企業経営者の世代交代を一気に図りたい構えだが、事業承継を阻むものは税負担だけではない。中小企業の承継をめぐる状況と、今回の改正が与える影響を見てみる。

中小企業の実態を 踏まえた改正



▲中小企業経営者の高齢化が止まらない

というものの、数年間の従業員雇用の維持や、事業の継続といった要件が設けられた。

るために今年度税制改正で大幅な見直しが行われたわけだ。

今回の改正には2つのポイントがある。1つ目は、猶予割合の大幅な引き上げだ。これまでの事業承継税制は、先代から後継者に自社株を相続・贈与で引き継ぐ際に、譲り渡した自社株と後継者がもともと持っていた自社株の合計のうち発行済議決権株式の3分の2までの部分を、相続税なら評価額の8割、贈与

中小企業が事業承継を行う際
に最優先で考えなければいけな
いのは、自社株の引き継ぎだ。
安定して事業を続けてきた企業
ほど、自社株の評価額は自然と
高くなり、それだけ引き継ぎの
際に後継者にのしかかる相続税
や贈与税が負担となる。この対
応策として、2009年に導入
されたのが「事業承継税制」だ。
一定の要件を満たした企業に対

よつて、従業員の雇用維持要件は「5年間8割維持」から「5年平均で8割維持」へ、後継者要件は「親族のみ」から「親族外後継者可」に、さらに二代目から三代目への再承継の際にも猶予を継続し、猶予取消時にも税負担が軽くて済む可能性がある相続時精算課税制度を使えるようにするなどの措置がとられた。

税なら全額を納稅猶予するとい
うものだつた。仮に評価額6千
万円の株式を持ち株ゼロの後繼
者に渡したとすれば、贈与であ
れば4千万円、相続であれば4
千万円×8割＝3200万円が
猶予を受けられる限界といふこと

けでは不安と信頼の厚い役員に自社株を振り分けたりといふケースは多く、こうした承継にも税制が使えないのは中小企業の実態に反するという声が以前から出ていたことに応えたことになる。

を撤廃すべきとの意見や猶予ではなく免除とすべきとの声もあつたが、今年度改正には盛り込まれなかつた。

また、今後税優遇を受けるためには、認定支援機関の指導を受けた上で、後継者や承継まで

がある。1995年には47歳だつた中小企業経営者の年齢の山は2015年には「66歳」へと上昇し、今後5年間で30万人以上の経営者が70歳になると見込まれる。東京商工リサーチの調べでは、16年に休廃業・解散

複数の後継者でも 制度の対象に

2つ目のポイントは、これまで制度を利用するためには後継者は1人のみを選ぶことを求めてきたところを、最大3人までの複数後継者への自社株引き継ぎにも利用できるようになつたことだ。兄弟に自社株を分け合つて経営を委ねたり、息子だ

今後は税理士など認定経営革新等支援機関などの助言や指導を受けた理由説明書を都道府県に提出することで、猶予が継続される可能性が出てきた。理由として認められるのは経営悪化や自然災害の被災などが想定されている。雇用維持要件そのもの

での時限措置としている。具体的には18年1月1日以降に贈与や相続によって取得する自社株に適用される。

『値ある事業』が失われれば、有形・無形の技術やノウハウの途絶・産業集積の衰退などを招くと危機感を訴えた。中小企業の世代交代が日本全体の喫緊の課題となるなかで、事業承継税制が大幅に拡充されるのは、いわば自然な流れといえそうだ。

**倒産よりも廃業が
増える現状打開に**

政府は今後10年を中小企業の世代交代に注力する“ギャン”に発表した税制改正への意見書では事業承継関連の要望が全

規制される日は近い!?

築古不動産物件で大幅節税

「耐用年数4年」に着目したカラクリとは…

築古不動産の減価償却を利用して数千万円単位を節税する手法が、富裕層のあいだで注目されている。会計検査院の指摘をもとに、財務省は制度の見直しに乗り出しているようだ。2018年度税制改正での規制は見送られたが、規制も時間の問題という見方も出ている。日本の税制の「盲点」を突いた節税手法の現状と今後の見通しを見てみる。

国内と海外で違う住宅事情を利用

富裕層の間で注目されている節税手法は、海外の築古不動産を活用するものだ。ポイントとなるのは、不動産の「減価償却の耐用年数」だ。

減価償却とは、長年にわたって利用する資産を事業のために買つた時、費用全額を買つたそ

の年に一括計上するのではなく、法律で定められた資産ごとの耐用年数で割つて年ごとに計上する制度だ。耐用年数は資産の種類や材質によって異なり、建物であれば木造22年、れんが造・

石造38年、鉄筋コンクリート造47年などとなっている。

しかしこれは、あくまで新築の話で、中古物件はそれだけ資産としての価値も減っているので、経過した年数分を引くなど補正を行う。そして耐用年数の期間を経過している物件は、個別に資産価値を見積もるか、あるいは「法定耐用年数の2割」を償却期間にするという、簡単な計算式を使うことが認められている。つまり築22年超の木造建築ならば、「木造建築の法定耐用年数22年×0.2=4年間（端数切り捨て）」となり、4年に分割して購入費用を分割して償却していくことになる。

法定耐用年数は言い換えれば、どれだけの期間、資産としての価値を保つていいられるかの目安だ。日本の木造の戸建住宅は建

築してから滅失するまでおよそ30年と言われるが、資産としての価値は22年ほどでなくなる

ことだ。

このギャップを利用して、この節税スキームでは、まず海外に中古物件を買う。当然、対象は法定耐用年数が切れたもので、また新たな築古物件を買

う。そして節税できた分を元手でまた繰り返していくことで、節税額はさらに膨らんでゆく。

残存価値が50年でもアツという間に償却

と税法上は判定されていることになる。おおむね実状に沿った耐用年数が定められていると言えるだろう。

しかし、それはあくまで日本の話に限る。地震が多く、「スクランブル・アンド・ビルド」の思想で成り立ってきた日本とは異なり、海外の住宅は築100年を超えて住み続けることも珍しくない。国土交通省によれば、例えば米国であれば住宅の建築から滅失までの平均期間は66年と日本の2倍で、英国はさらに長く80年となっている。その分、住宅市場も中古物件が主流を占め、日本では住宅の流通シェアのうち中古15%ほどに対し、米国は83%、英國は87%、フランスでも68%と、日本とは大きな開きがあることが分かる。つまり、日本では木造住宅は20年ほどで資産価値を失うのに対し、海外ではそれ以降も市場に出回る資産としての状態が長く続く

ことだ。これはあくまで日本のかつた「盲点」がここにある。減価償却の法定耐用年数には、国との区別がないのだ。これについて会計検査院は、資産ごとに減価償却の法定耐用年数には、法定耐用年数が定められた1951年当時は海外との取引が制限されていたため、国内外での建物の性質の違いが考慮されていなかつたとして、状況が変わった今、「公平性を高めるよう検討」することを財務省に求めた。

それから1年のうちに財務省でどのような検討がされたのか、18年度税制改正では規制案が盛り込まれることになった。不動産所得は他の給与所得などとの総合課税で、損益通算も可能だ。他の所得額にもよるが、仮に事業税含めて税率が50%とする、年2千万円、4年で8千万円の税金が減るといふことになる。

そして4年で償却が終わつて、日本では物件を手放さなければ、次の税制改正で規制される可能性もゼロとは言えない。また

简易計算ルールにより、この住宅はまだ50年以上資産価値があつた時点で耐用年数が切れる。そして、あと1年は物件を手放さなければ、不動産売却時にかかる譲渡所得税は、所有5年を境界線として半分にまで激減するからだ。

不動産の取得5年以内の売却は住民税合算で約40%の所得税がかかるが、5年を超えるば

20%で、大きく税負担を軽減できる。しかも前述のとおり、海外の建物は5年経過したところで大きく値落ちすることがないため、買値に近い額で売却でき

る可能性も大きい。譲渡にかかる所得税も税率20%と低く抑えられているため、4年かけて節税した8千円から税金や諸経費を差し引いたとしても、数千円が「儲け」として残るわけだ。そして節税できた分を元手でまた新たな築古物件を買

う。そして節税額はさらに膨らんでゆく。

このギャップを利用して、この節税スキームでは、まず海外に中古物件を買う。当然、対象

は法定耐用年数が切れたもので、また新たな築古物件を買

う。そして節税できた分を元手

でまた新たな築古物件を買

う。そして節税額はさらに膨らんでゆく。

このギャップを利用して、この節税スキームでは、まず海外に中古物件を買う。当然、対象

は法定耐用年数が切れたもので、また新たな築古物件を買

う。そして節税額はさらに膨らんでゆく。

このギャップを利用して、この節税スキームでは、まず海外に中古物件を買う。当然、対象

マイホーム相続に注意点が…

規制された家なき子スキーム

2015年に施行された改正相続税法では、最高税率が55%に引き上げられるとともに、基礎控除が大幅に引き下げられた。課税対象者が倍増したことによる数のカバーには限界があるなか、国税当局は次から次へと生まれる新しい節税スキームの取り崩しにかかっている。今回、小規模宅地の特例に関する、いわゆる「家なき子特例」の要件に狙いが定められた。改めて改正点を押さえておきたい。

「相続税」は 税務調査も 増加している

増えたことで所得税や法人税の調査件数は激減した。そんな中、相続税の実地調査件数に関しては2013年度の1万1909件から16年度の1万2116件へと増加している。ここ数年は、消費税とともに税務調査の「重点項目」の常連となっているとはい、相続税への力の入り具合は十分に伝わってくる数字といえよう。

だが、増えたとはいえ、近年の法改正で急増した対象者の数に追いついているとはとても言えない。そこで当局では、すそ野が広がったブチ富裕層に対しても、調査とも税務指導とも判断のつかない「お尋ね」といった文書を大量に発送することで投網を広げ、たくさんの追徴課税が期待できる超富裕層からは取り漏らしのない構えを見せており。そしてこのたび、相続税の取

りこぼし対策として目をつけたのが、小規模宅地の特例に関して広がった「家なき子特例」を活用した節税スキームの取り締まりだ。

小規模宅地の特例とは、亡くなつた人(被相続人)が住み暮らしていた330m²までの土地を配偶者もしくは同居している親族が相続した際は、土地の評価額を最大2割まで引き下げるというのだ。1億円の土地なら2000万円の評価で相続税が計算されるため、税率30%で考えれば本来なら相続税額300万円で済むこと

特例を利用する条件は基本的に配偶者か同居の親族に限られているのだが、もうひとつ認め

「3年前」の状況で 税負担に違いが

になる。



だが、世の中には頭のいい人がいるもので、持ち家に住んでいるにもかかわらず、にわか「家なき子」になることで大幅な節税を実現するスキームが生み出された。現行法では、相続開始前3年以内に持ち家に住んだことがない人という、ある程度

の死によってマイホームを持つことができた人の生活を守ることを目的にしたもので、生活者としては非常にありがたい制度ではある。

ただ、始の3年以上前に親の家に移り住むか、家を売つて賃貸で暮らすなどで特例の対象となることが可能だ。さらに賢いのは、自分が住んでいる家を親に贈与して名義を替えて、そのまま家に住み続けるというのだ。売却の面倒も慣れない同居や賃貸暮らしの煩わしさもなく、相続税の評価額は8割減となる。元の家は親が死んだら相続財産として戻つてくるだけなので、問題は全く生じない。

なお、土地の相続税について

の特例でありながら、あくまで自分所有の家かどうかが問われるため、土地については親に贈与しておく必要はない。

事業用宅地の 貸付けも改正

こうした「家なき子特例」を活用した節税スキームは広く世界に広がったが、そうなると当局として黙っているわけにはい

られているのが、持ち家を持たず別居する親族、通称「家なき子」が相続するケースだ。親

と同居はしていかつたものの、

親の死去により自分の故郷でもある家を処分してしまうのは心苦しいので、実家に住み替えることにした子どもなどが想定される。そうしたときに、その不動産以外に資産がなければ相続税を納めるために住んでいる土地家屋を処分しなければならない事態に陥ることもある。

同居していた相続人や、これまで家を所有することができずに賃貸住宅に暮らしていたが、親の死によってマイホームを持つことができた人の生活を守ることを目的にしたもので、生活者としては非常にありがたい制度ではある。

ただ、始の3年以上前に親の家に移り住むか、家を売つて賃貸で暮らすなどで特例の対象となることが可能だ。

さらに賢いのは、自分が住んで

いる家を親に贈与して名義を替えて、そのまま家に住み続け

られる。そうしたときに、その不動産以外に資産がなければ相続

税を納めるために住んでいる土地家屋を処分しなければならない事態に陥ることもある。

同居していた相続人や、これまで家を所有することができずに賃貸住宅に暮らしていたが、親の死によってマイホームを持つことができた人の生活を守ることを目的にしたもので、生活者としては非常にありがたい制度ではある。

ただ、始の3年以上前に親の家に移り住むか、家を売つて賃貸で暮らすなどで特例の対象となることが可能だ。

さらに賢いのは、自分が住んで

いる家を親に贈与して名義を替えて、そのまま家に住み続け

られる。そうしたときに、その不動産以外に資産がなければ相続

税を納めるために住んでいる土地家屋を処分しな

夏の新築分譲マンションセレクション特集2018 Vol.27

PRトレンドウォッチ Life & Luxury～暮らしを豊かに楽しむ～
内の「夏の新築物件セレクション」をご覧いただけます。
掲載期間 2018年6月20日～2018年9月19日
<http://ps.nikkei.co.jp/map1806/>

こちらから
ご覧ください



三菱地所レジデンス

- 1 A ザ・パークハウス 早稲田** **B 115戸** (事業協力者住戸38戸)
C.東京都新宿区戸山3丁目43番363、539、540(地番) D.東京メトロ東西線「早稲田」駅徒歩6分、副都心線「西早稲田」駅徒歩9分 E.平成30年10月下旬予定
F.販売準備室 0120-320-281 G.<http://www.mecsumai.com/tph-waseda/>
- 2 A ザ・パークハウス 恵比寿南** **B 56戸** (事業協力者住戸4戸)
C.東京都渋谷区恵比寿南2丁目29番2、45(地番) D.JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン「恵比寿」駅徒歩7分(東口からザブエントラスまで) E.先着順申込受付中 F.広尾ギャラリー 0120-320-164 G.<http://www.mecsumai.com/tph-ebisuminami/>
- 3 A グレーシアタワー三鷹** **B 184戸** (事業協力者住戸39戸)
C.東京都三鷹市下連雀3丁目307-4(地番) D.JR中央線「三鷹」駅徒歩1分 E.先着順申込受付中 F.レジデンスサロン 0120-01-9048 G.<http://www.mitakatower1.com/>
- 4 A ザ・パークハウス 宮前平** **B 102戸** (事業協力者住戸1戸)
C.神奈川県川崎市宮前区小台2丁目9番6(地番) D.東急田園都市線「宮前平」駅徒歩3分、同線「鶴沼」駅徒歩13分 E.先着順申込受付中 F.レジデンスギャラリー 0120-320-711 G.<http://www.mecsumai.com/tph-miyamaedaira/>
- 5 A 津田沼 ザ・タワー** **B 759戸**
C.千葉県習志野市津谷1丁目1340番15の一部・16の一部・24-25(地番) D.JR総武快速・総武線「津田沼」駅徒歩4分(ステーションサイドエントラスまで)(公道利用時はアベニューエントラスまで徒歩5分) E.先着順申込受付中 F.マジンションギャラリー 0120-759-077 G.<http://www.ttt759.jp/>
- 6 A ザ・パークハウス 東陽町翠賓閣** **B 117戸**
C.東京都江東区東陽7丁目6番9(地番) D.東京メトロ東西線「東陽町」駅徒歩8分 E.先着順申込受付中 F.レジデンスギャラリー 0120-320-676 G.<http://www.mecsumai.com/tph-toyochosuhinkaku/>

野村不動産

- 1 A プラウドシティ武蔵野三鷹** **B 334戸** (アコム・融資対象戸数:87戸、内訳:リースバック66戸、賃貸37戸)
C.東京都武蔵野市中町三丁目1649番1の一部他(地番) D.JR中央線・総武線・東京メトロ東西線「三鷹」駅徒歩10分、JR中央線・京王井の頭線「吉祥寺」駅徒歩20分 E.平成30年6月中旬予定 F.マジンションギャラリー 0120-634-334 G.<https://www.proud-web.jp/mansion/pc/mn334/>
- 2 A プラウドシティ越中島** **B 305戸** (アコム・融資対象戸数:83戸)
C.東京都江東区越中島2丁目15番1(地番) D.JR京葉線「越中島」駅徒歩4分、東京メトロ東西線「門前仲町」駅徒歩11分、東京メトロ有楽町線「豊洲」駅徒歩7分 E.平成30年6月中旬予定 F.マジンションギャラリー 0120-155-305 G.<https://www.proud-web.jp/mansion/tokyobay/>
- 3 A プラウド弦巻** **B 124戸**
C.東京都世田谷区弦巻5丁目585番3(地番) D.東京急行電鉄田園都市線「桜新町」駅徒歩12分(イーストエントランスより、グランドエントランスから徒歩13分) E.平成30年6月中旬予定 F.マジンションギャラリー 0120-838-124 G.<https://www.proud-web.jp/mansion/tsurumaki5chome/>

三井不動産レジデンシャル

- 1 A ザ・レジデンス検見川浜ガーデンズ** **B 545戸** (第1街区290戸、第2街区255戸)
C.千葉県千葉市美浜区磯辺5丁目52-1(地番) D.JR京葉線快速停車「検見川浜」駅徒歩7分、JR京葉線快速停車「稻毛海岸」駅徒歩14分 E.先着順申込受付中 F.ゲストサロン 0120-313-173 G.<http://www.kemigawahama545.com>
- 2 A パークホームズ海老名プライトプレミア** **B 84戸**
C.神奈川県海老名市泉1丁目2107番4(地番) D.小田急電鉄小田急線「海老名」駅徒歩10分、相模鉄道本線「海老名」駅徒歩10分、相模線「海老名」駅徒歩8分 E.現在販売中 F.レジデンシャルサロン 0120-321-284 G.<https://www.31sumai.com/mfr/F1771/>

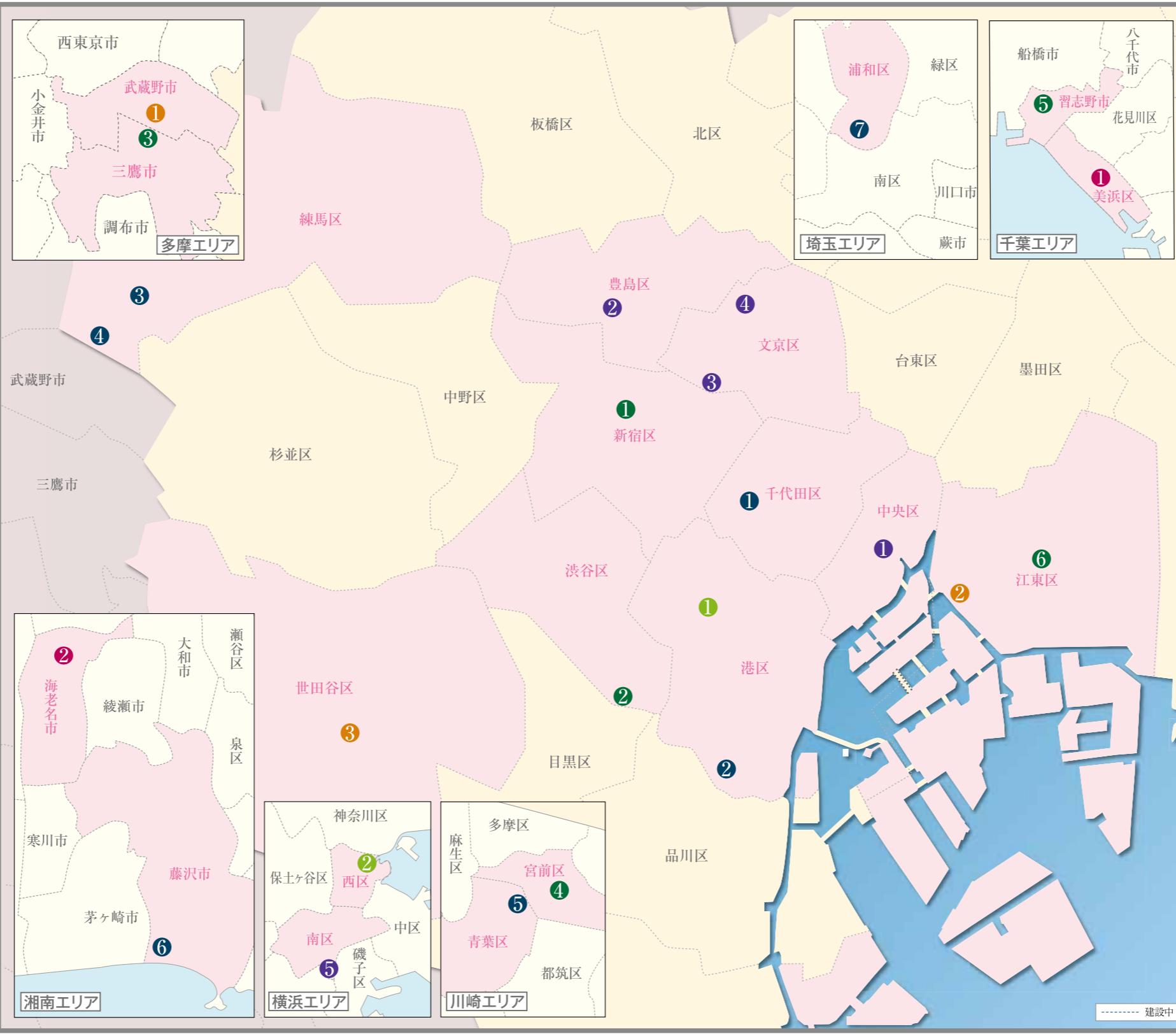
（三菱地所レジデンス他3社・関西圏）

- 6 A ザ・パークハウス 神戸タワー** **B 352戸**
C.兵庫県神戸市中央区相生町1丁目1番1号(地番) D.JR東海道本線「神戸」駅徒歩5分、神戸高速線東西線「西元町」駅徒歩2分、同線「高速神戸」駅徒歩6分、市営海岸線「みなと元町」駅徒歩6分 E.平成30年7月下旬予定 F.レジデンシャルサロン 0120-320-650 G.<http://www.mecsumai.com/tph-kobetower/>

関西支店 〒530-6015 大阪市北区天満橋1-8-30 OAPタワー

見方 A.物件名 B.総戸数 (物件全体) C.所在地 D.交通 E.販売時期(予定) F.お問い合わせ G.物件HPアドレス

2018年6月5日現在の情報です。掲載以降内容に変更が生じる場合があることをあらかじめご了承ください。詳しくは各物件ホームページをご覧下さい。





OWNER'S LIFE History

歴史建築探訪

旧中埜家住宅

(愛知・半田市)

知多半島を南北に走る名鉄河和線。知多半田駅を降りると商店街の一角の小高い丘の上に家政専門学校を運営する公益財団法人桐華学園がある。旧中埜家住宅は、この学園構内の西北隅に南面して建てられている山荘風の瀟洒な洋風建築だ。

この地域を代表する地方財閥、旧中埜半六家の第10代当主が英国留学中に目にしたヨーロッパの住宅の美しさにひかれ、それを模して別邸として建てたものとされている。旧中埜半六家は江戸時代から続く地元の名家で、半田市を拠点として海運業や醸造業で財を成した。「半六」の名は歴代の当主が継承する世襲名。酢の醸造メーカー、ミツカングループの創業家である旧

中埜又左衛門家や、半田で代々庄屋を務み10代目当主が町長を経て初代市長を務めた旧中埜半六衛門家などとともに、中埜(いずれも旧姓は中野)、明治期以降に中埜へ改姓)家の閨閣は地元の政財界に大きな影響力を持つた。

この邸宅は明治44(1911)年に竣工したもの。名古屋高等工業学校(現在の名古屋工業大学の前身)建築科長の鈴木楨次教授が設計を手がけた。鈴木は妻同士が姉妹という関係で、夏目漱石の義弟にあたる人物。明治29(1896)年に東京帝国大学工科大学造家学科を卒業し、その翌年には三井銀行へ入行。同行の建築係として勤務していくが、明治36(1903)年には

文部省の指示で英仏へ留学した。明治39(1906)年に帰国すると名古屋高等工業学校の教授に就任。大正11(1922)年まで左衛門家などとともに、中埜(いずれも旧姓は中野)、明治期以降に中埜へ改姓)家の閨閣は地元の政財界に大きな影響力を持つた。

この邸宅は明治44(1911)年に竣工したもの。名古屋高等工業学校(現在の名古屋工業大学の前身)建築科長の鈴木楨次教授が設計を手がけた。鈴木は妻同士が姉妹という関係で、夏目漱石の義弟にあたる人物。明治29(1896)年に東京帝国大学工科大学造家学科を卒業し、その翌年には三井銀行へ入行。同行の建築係として勤務していくが、明治36(1903)年には

壁部には多数の割石をはめ込んでいる。2階は柱や梁などの構造材をそのまま化粧材として外露させるハーフティンバー様式を採用。寄棟造の大屋根と複数の切妻屋根、さらにハーフティンバーの壁面とが格調高いバランスを保っている。南側の1、2階には手すりの付いたコロニアル風のベランダを配置し、印象的な北欧風の飾り窓とともに変化に富んだ外観を構成している。西側の玄関を入れると暖炉のある広間に直接つながる。広間の奥は中廊下で、南側には客間、居間、食堂、寝室などがあり、北側には、書生室、台所などが並ぶ。

優美な外観からはイメージで



写真提供：半田市立博物館

かつては地元の女性の学び舎としても使われた旧中埜家住宅。いまも街のシンボルとして愛され、親しまれているこの洋風建築の周辺には、旧中埜半六家の本邸である和館の「半六庭園」もあるので、ぜひそちらも訪れてみて

19(1944)年12月の東南海地震(昭和東南海地震)、同20年1月の三河地震という2度の大地震にもビクとも

せている。

かつては地元の女性の学び舎としても使われた旧中埜家住宅。いまも街のシンボルとして愛され、親しまれているこの洋風建築の周辺には、旧中埜半六家の本邸である和館の「半六庭園」もあるので、ぜひそちらも訪れてみて

しなかつた。敗戦後は地元の女性の職業技術習得による自立支援を目的に、中埜家が設立した洋裁・服飾の専門学校「桐華学園(現在の桐華家政専門学校)」の本館として利用されていたが、昭和34(1959)年9月の伊勢湾台風では屋根が大きな被害を受けてしまい、国の重要文化財に指定された昭和51(1976)年ころには老朽化が目立つようになつた。とくに屋根の破損で雨漏りが生じるようになつてしまつたため、地元では修復工事を計画し、文化庁に補助金交付を申請。国、愛知県、半田市の補助を得て同53(1978)年に補修工事を完了した。

戦後、建物の所有者は中埜家から桐華学園に移り、平成24(2012)年には学園から半田市へ譲渡されている。半田市では、昭和53年の補修工事以来となる大規模な保存修理工事に平成25年から着手し、同28年に完了さ

性の職業技術習得による自立支援を目的に、中埜家が設立した洋裁・服飾の専門学校「桐華学園(現在の桐華家政専門学校)」の本館として利用されていたが、昭和34(1959)年9月の伊勢湾台風では屋根が大きな被害を受けてしまい、国の重要文化財に指定された昭和51(1976)年ころには老朽化が目立つようになつた。とくに屋根の破損で雨漏りが生じるようになつてしまつたため、地元では修復工事を計画し、文化庁に補助金交付を申請。国、愛知県、半田市の補助を得て同53(1978)年に補修工事を完了した。

戦後、建物の所有者は中埜家から桐華学園に移り、平成24(2012)年には学園から半田市へ譲渡されている。半田市では、昭和53年の補修工事以来となる大規模な保存修理工事に平成25年から着手し、同28年に完了さ

先人に学ぶ経営者的心意気

賢者の言魂

古今東西、格言や故事は数々あれど、企業経営に日夜汗を流すオーナー社長にとって、経営の最前線で華々しく活躍した先人の声は、まさに金言と言える輝きを持つ。本紙姉妹紙の月刊『社長のミカタ』で大好評を博しているコーナー「賢者の言魂」から選りすぐりの名言を集めてみた。

夢のない企業には、進歩も成長もない。
盆栽経営ではやがて枯れる。

宮崎 輝 旭化成

みやざき・かがやき
明治42(1909)年、長崎県
南高来郡山田村(現在の雲仙市
吾妻町)に生まれる。県立島原中
学校から第五高等学校を経て東
京帝国大学法学院英法科に学ぶ。
昭和9(1934)年に卒業する
と日本窒素肥料に入社。即座に
子会社の旭ベルグ絹糸後の
旭化成工業(現・旭化成)へ配属
される。総務課長、東京事務所
長などを経て昭和22(1947)
年に常務 同33(1958)年に
は専務に就任。同36(1961)
年には病に倒れた片岡武修社長
の後を受け、末席専務から一氣
に社長の座に就いた。その後直
からナイロン、建材、合成ゴム
の3事業に新規参入。その後も
建材・住宅部門と樹脂・ゴム部
門の非繊維事業を柱として業務
を拡大。石油化学コンビナート、
抗ガン剤、食品、エレクトロニ
クス分野への進出にも成功し「旭
化成中興の祖」と称された。また、
その積極果敢な経営の多角化は
「ダボハゼ経営」「いもづる式經
営」などと呼ばれた。その間、日
米繊維交渉では日本化学繊維協
会の会長として通産省と連携。
業界を代表して米国側と粘り強
く交渉にあたった。平成4(19
92)年、国内出張中に82歳で死
去するまで会長職にあつた。

贅沢は文化を生むが、
浪費は無駄しか生まない。

佐々木 八十八
レナウン

ささき・やそはち
明治7(1874)年、京都で
代々へつ甲商「和泉屋」を営む
佐々木家に生まれる。八十八夜
に生まれたので「八十八」と名付
けられた。14歳のときに父親が
死去したことで独立心が芽生え、
舶來雑貨を扱う貿易商を志す。
明治23(1890)年には大阪の
唐物問屋(輸入雑貨販売店)「大
由」に入社した。明治31(1898)
年 佐々木家を相続するは
ずだった異父兄が死去したため
家督を相続。明治35(1902)
年に独立し、大阪でレナウンの
前身となる「佐々木八十八當業
部」を創業した。肌着、香水、か
みそり、毛布、布団、タオル、帽子、
ネクタイなどを輸入販売して大成功を収め、神戸に豪壮な
邸宅を構える。大正7(1918)
8年には三女の惇子(ファミリ
アの創業者)が誕生。大正11(1
922)年、英国の皇太子が戦
艦レナウンで訪日したことから、
艦名の「レナウン」を商標登録。
「昔舶來、今レナウン」のキャッ
チコピーで宣伝活動を開いた。
大正12(1923)年には大阪市
東区会議員となり、会社経営を
支配人の尾上設憲に任せて政治
活動を本格化。昭和6(1931)
1年には貴族院多額納税者議
員となり国政に進出した。大正
15(1926)年、「佐々木當業
部」に商号変更するとともに、
高級メリヤス製造の「レナウン・
メリヤス工業」を設立して脱輸
入・国産化に取り組んだ。昭和
19(1944)年、戦時法制の企
業再建整備法によつて江商(後
の兼松江商、現在の兼松)との
合併を余儀なくされるが、終戦
から2年後の昭和22(1947)
年には尾上清(支配人だった尾
上設憲の長男)らが中心となつ
て分離独立し再発足を果たした。
昭和32(1957)年、83歳で死
去。

うちちは絶対にレイオフしちゃいかん。

盛田 昭夫 ソニー

もりた・あきお
大正10(1921)年、愛知県
名古屋市(盛田家の出自は常滑
市)に盛田久左衛門の長男とし
て生まれる。生家は代々続いた
造り酒屋で父は盛田家第14代当
主。母親は大垣共立銀行頭取
だつた戸田鉄之助の娘で、元仙
台市長・早川智寛の姪、会社再
建の神様といわれた早川種三の
いところにある。愛知県第一師
範学校附属小学校(現在の愛知
教育大学附属名古屋小学校)か
ら旧制愛知県第一中学校(現在
の愛知県立旭丘高等学校)に進
み、第八高等学校(現在の名古
屋大学)を経て大阪帝国大学理
学部物理学科に学ぶ。卒業後は
海軍士官に任官。海軍技術中尉
時代にメンバーとして参加して
いた「戦時科学技術研究会」で、
戦後ともにソニーを創業する井
深大と出会う。昭和21(194
6)年、井深らとソニーの前身
である東京通信工業を設立し取
締役に就任。昭和25(1950)
年には早くも日本初のテープレ
コーダー「G型」を発売。その
翌年、二省堂創業家の4女・亀
井良子と結婚。昭和30(195
5)年には日本初のトランジス
タラジオ「TR-15」を発売した。
昭和46(1971)年、社長に就
任。それからわずか5年後の昭
和51(1976)には会長に退い
た。この言葉はオイルショック
時にサンディエゴ工場のマネー
ジャーに言つたもの。「利益が
下がつてもいいから全員をキ
プシロ。そのかわり、不景気の
間を利用して社員教育を行ふ」と
宣言し、その言葉通りに実行
した。平成11(1999)年、78歳で死去。

賢者がこよなく愛した旅



本殿の創建は701年(大宝元年)だが、現在の社殿は1397年(応永4年)に建造にかかり、1542年(天文11年)に大修理したもの

観光客で一年中賑わう京都・嵐山。有名な渡月橋から桂川を東に進むと、京都最古の神社の一つで、酒の神様としてでも広く知られる松尾大社（まつのおたいしや）が見えてくる。清少納言が『枕草子』第百六十八段で「神は、松の尾、八幡」と、名前を挙げたように、古来より日本を代表する神社であり、背後の松尾山を含めて12万坪もの広さがある。

境内の神輿庫に日本各地の蔵元から正月に奉納された酒樽がずらりと並ぶ様は庄菴である。

る人々から今もあつい信仰を集めているのが実感できる。松尾山から流れる靈亀の滝の手前には、「亀の井」と呼ばれる靈泉があり、この水を醸造時に加えると酒が腐らないといい伝えがあることから、酒造家はこの水を元水として酒の造り水に混ぜて使うのだそうだ。

そもそもなぜ松尾大社が酒の神様として崇敬されるようになつたのだろうか。松尾大社に伝わる『酒由来の事』には、山田(嵐山)の米を蒸して東流の清水で酒を作り、杉の木で造った器で神々を饗応し

上／神輿庫には奉納された酒樽が並ぶ
下／赤鳥居上部の注連縄からさがるのは榊の束。
鳥居の原始形式を示すもので脇衝詰と呼ばれる



て天皇に献つたと『古事記』に記されているが、大陸の技術と文化を持つ秦氏が嵐山エリアに来住したのが5世紀の頃で、やがて大きな力を持つようになつた。701年(大宝元年)には、秦忌守都理(はたのいみきとり)が松尾大社の社殿を創建したと記されており、酒造技術に関わるのある秦氏と松尾大社が深く関わりを持つようになつたことがわかる。

の安全祈願「ヒ
卯祭」が、4
月には醸造室
了を感謝する
「中酉祭」が、
盛大に執り行
われ、酒蔵は
もとより、味
噌・醤油、酢
などの醸造業
や小売業の
人々が多数参

も。それが2018年に5回目のを迎えた「酒—1グランプリ」。日本各地の蔵が出品した日本酒を試飲、好きな蔵を選んで投票してグランプリを選ぶ決めるもので、参加した50蔵から、今年グランプリに選ばれたのは、京都の『英勲』齊藤酒造株式会社だった。

『福の神』も奉納される。町時代末期に作られたと言われる『福の神』には、「松の大明神は、神々の酒奉^{タマシ}なので、まずここに進上^{アツム}しなければ」とのセリフがあり、松尾大社^{II}酒の神ということは、室町時代には常識だつたようだ。

A person in traditional Japanese attire, including a red conical hat and a white robe with red circular patches, stands with arms outstretched in a shop setting.

左／「上卯祭」で奉納される大蔵流
狂言『福の神』
下／松尾大社は嵐山のランドマーク、
渡月橋から約2kmの距離にある



松尾大社と酒との関わりは、境内の「お酒の資料館」にも展示されている

貴族の雅遊の場を再現した由水の庭、鎌倉時代に代表され回遊式庭園を取り入れた蓬莱の庭の3つの庭で、時を超えて魅力を増す、モダンな美しさを感じ取ってほしい。

京都・洛西の総鎮守だけあってパワースポットとしても有名な松尾大社。「亀の井」の水は酒造りだけでなく、諸病快癒・延命長寿・寿福増長のご利益もあるという。京都・嵐山エリアを訪れる際には、ぜひ足を伸ばしてみたい。

松尾大社のもう一つのみどころは、昭和を代表する庭園作家、重森三玲が手がけた松風苑三庭。古代、神靈の宿る場所とされた磐座を模して造られた上古の庭、平安時代の





銀行や保険会社など、決算対策をサポートする会社は数多くあるが、自社に最適な対策を提供してもらうのは難しいケースも多い。多くの金融機関の場合、利用できる商品やサービスが限られてしまうからだ。その点、SBIマネープラザは、オペレーティングリースから保険、海外不動産まで、豊富な商品・サービスをワンストップで提供してくれる。決算対策のセカンドオピニオンとしても利用価値の高い同社の商品やサービスを紹介しよう。

豊富な商品ラインナップで、顧客に最適な決算対策をワンストップで提供

銀行や保険会社には難しいサービスを提供

どんなに業績の良い会社であっても、毎年、安定した利益を稼ぎ出すのは簡単ではない。得られた利益はできる限り会社に残し、「将来に備えたい」というのが、経営者の切実な願いだらう。その手段の一つが決算対策だ。SBIグループの一員であるSBIマネープラザは、幅広い決算対策をワンストップで提供できる数少ない存在として、多くの経営者から支持されている。

SBIグループは、証券、銀行、保険など金融分野のさまざまな商品・サービスをインターネット経由で提供するグループ。オンライン取引を主体にすることで、良い商品をリーズナブルに提供できるのが強みだ。現在、連結子会社は約200社に及び、取引をしている個人・法人は2000万件に達する。

一方で、多くの顧客の中にはインターネット経由だけで取引を完結するのは難しいケースもある。特に富裕層やオーナー経営者の場合には、資産が大きくなることも多く、取引も高額になることも多

いため、対面でのコンサルティングによる個別対応が有効になる。SBIマネープラザは、直

営20店舗と社員約300人を活用して、対面による商品やサービスの提供を行っている。その中で、最近特にニーズが多いのは、利益の繰延べだという。

代表取締役執行役員社長の太田智彦氏はこう指摘する。

「資産運用で“手元にあるお金を増やす”のは決して簡単ではありませんが、決算対策で“出していくお金をセーブする”ことは堅実で効果が期待できます」

資産運用にはリスクが伴うため、狙つたりターンを確保できるかどうかは確実ではない。一方、決算対策で納税額を適正に抑えることは、計画的に実行できる。規模の大小を問わず、どんな会社でも一定の効果が期待できる方法だ。

これまで銀行や保険会社など、さまざまな金融機関が決算対策のアドバイスを行ってきたが、自社で扱っている商品やサービスしか提供できないため、対策の選択肢が限られてしまう

幅広く扱っていますので、決算対策の総合代理店として最適なプランニングが可能です」

商品のラインナップは非常に多岐にわたる。特に人気が高いのは、オペレーティングリースだという。オペレーティングリースは、企業が航空機や船舶のリース契約を結び、投資金額の一定割合を損金計上できる方法だ。一定期間経過後に航空機や船舶を売却することで、当初の投資金額とほぼ同等、あるいはそれ以上の収益が得られる。

「オペレーティングリースの分野で弊社は後発ですから、同業他社よりも良い商品を提供するよう心がけ、差別化をしています」

ボイントは損金率だ。これまでの実績では、初年度の損金率で80%を超える商品が多かつたという。また、通常は1口=5000万円程度となるのが一般的だが、同社の場合は1000万円程度の小口単位でも対応可能だ。

【決算対策のセカンドオピニオンとしてもぜひご活用いただきたいですね。】



SBIマネープラザ株式会社
代表取締役 執行役員社長

太田 智彦 氏

「その点、弊社はグループ各社の商品から提携企業の商品まで側面がある。スピード感のある対応も同社の特徴だ。スピーデ感のある対応で顧客のニーズに応える

前にもご相談をいただきました。決算までの期間が短い場合、オペレーティングリースは完売しているケースが多いが、保険を活用した方法であれば可能性があるという。このケースでは翌日に提案を行い、2日後には契約を完了し、約1000万円の損金算入ができたという。

保険を使った対策は保険会社でも可能だが、保険会社に所属するコンサルタントの場合、1社の商品しか扱うことができない。同社は生命保険会社だけでも14社の代理店資格を保有しているため、顧客に最適な商品の組み合わせが可能になる。

「ご親族の一人が関西にご在住でしたので、担当者が急きよご自宅に伺って手続きをさせていただきました」

通常であれば、諦めてしまう

さもなくとも顧客にメリットがあればサポートを惜しまない。「その二つが、ふるさと納税です」

同社はふるさと納税をサポートする企業と提携しており、顧客のニーズに応じて提案している。会社を売却して30億円の利益を得た顧客の事例を紹介しようと、株式の売却益には約20%の

税金がかかるため、このケースの納税額は6億円となる。税額には住民税も含まれることから4000万円のふるさと納税を実施し、2000万円の旅行券を得られなかつたが、ふるさと納税を利用することで2000万円分の旅行券を手にすることができたという。

「弊社に手数料が入るわけではありませんが、お客様に納税が有効だときました」

「決算対策のセカンドオピニオンとしてもぜひご活用いただきたいですね」

顧問税理士や保険会社などから決算対策として商品を勧められた場合に、それが自社にとって最適なのか、なかなか判断が難しいケースもある。そのような場合にも、さまざま角度からアドバイスできるのが同社の特徴だ。決算対策は、期末が迫ると選択肢が限られてしまうため、早めの相談が力がとなる。

「もつと良い対策はないか」と少しでも感じる部分があれば、まずは相談してみてはいかがだろか。

「弊社に手数料が入るわけではありませんが、お客様に納税が有効だときました」

「いつとしてふるさと納税が有効

うございました」

「ご相談は無料です。

0120-995-217 (9:00 ~ 18:00 ※土日・祝除く)

<http://www.sbi-moneyplaza.co.jp>

（銀行代理業について）

当社は、銀行代理業に関してお客様から直接、金銭のお預かりをすることはありません。（保険代理店業務について）

当社は、募集代理店として保険契約締結の媒介又は代理を行いますが、契約の相手方は当社ではなく、保険会社となります。保険商品の内容については、必ず商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のおり・約款等にてご確認ください。

（銀行代理業について）

当社は、いかななる名目によるかを問わず、金融商品仲介業に関して、お客様から金銭や有価証券のお預かりをすることはありません。お客様が行おうとする取引について支払う金額又は手数料等は、当社の所属金融商品取引業者により異なります。

（保険代理店業務について）

当社は、所属金融商品取引業者の代理権は有しておりません。当社は、いかななる名目によるかを問わず、金融商品仲介業に関して、お客様から金銭や有価証券のお預かりをすることはありません。お客様が行おうとする取引について支払う金額又は手数料等は、当社の所属金融商品取引業者により異なります。

（金融商品仲介業について）

当社は、所属金融商品取引業者の代理権は有しておりません。当社は、いかななる名目によるかを問わず、金融商品仲介業に関して、お客様から金銭や有価証券のお預かりをすることはありません。お客様が行おうとする取引について支払う金額又は手数料等は、当社の所属金融商品取引業者により異なります。

（金融商品取引業について）

当社は、所属金融商品取引業者の代理権は有しておりません。当社は、いかななる名目によるかを問わず、金融商品取引業者に関して、お客様から金銭や有価証券のお預かりをすることはありません。お客様が行おうとする取引について支払う金額又は手数料等は、当社の所属金融商品取引業者により異なります。

（金融商品取引業者について）

当社は、所属金融商品取引業者の代理権は有しておりません。当社は、いかななる名目によるかを問わず、金融商品取引業者に関して、お客様から金銭や有価証券のお預かりをすることはありません。お客様が行おうとする取引について支払う金額又は手数料等は、当社の所属金融商品取引業者により異なります。

（金融商品取引業者について